

○関東地方整備局告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年六月十八日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 群馬県

第2 事業の種類 県道南新井前橋線改築工事（群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子地内、同郡吉岡町大字陣場字下陣場地内及び前橋市池端町字屋敷小路地内から同市池端町地内まで）及びこれに伴う農業用用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子地内

群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場字下陣場地内

群馬県前橋市池端町字屋敷小路及び池端町地内

2 使用の部分 群馬県前橋市池端町字屋敷小路及び池端町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子地内から同郡吉岡町大字大久保字片貝地内までの延長2,804mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道南新井前橋線改築工事及びこれに伴う農業用用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道南新井前橋線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道南新井前橋線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により群馬県知事が県道に認定した路線であり、起業者である群馬県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により群馬県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、群馬県北群馬郡榛東村を起点とし、同郡吉岡町を經由して前橋市に至る延長約12.7kmの幹線道路である。本路線が通過するこれらの地域は群馬県のほぼ中央部に位置し、高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越自動車道」という。）を核として、一般国道17号上武道路、県道高崎渋川線バイパス等が南北に縦貫しており、本路線はこれら主要幹線道路等を東西に結ぶ幹線道路として産業、経済、観光、社会、文化及び生活における重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、群馬県道路構造条例（平成24年群馬県条例第39号。以下「群馬県条例」という。）に定める車線幅員を満たしていない区間があるほか、歩道の幅員が1.0mと狭小な箇所があり、通勤、通学路、生活道路として危険な状況にある。また、平成27年12月に起業者が実施した渋滞状況調査によると、現道と県道高崎渋川線が交差する清野町交差

点において、朝夕の通勤時間帯に断続的な渋滞が発生し、最大渋滞長150mが確認されているなど幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

また、関越自動車道駒寄スマートインターチェンジの西側地域の道路は、歩道のない幅員約3.5mの狭隘な見通しの悪い生活道路となっており、円滑な自動車交通を阻害しているばかりでなく、地域住民の安全を脅かしている状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の危険性が軽減され、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び駒寄スマートインターチェンジへの交通アクセスの向上に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年10月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、ムサシノジュズカケハゼ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、トウキョウダルマガエル、ドジョウその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、準絶滅危惧として掲載されているウスゲチョウジタデその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件

事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、今後工事に当たっては、環境配慮型の工法を採用して適切な保全措置を講じるとともに、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、起業者は、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、群馬県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び駒寄スマートインターチェンジへの交通アクセスの向上を主な目的として、群馬県条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、群馬県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成26年4月15日に都市計画決定された都市計画と、法面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、現道は車線幅員が狭小であり、交通混雑も発生しており、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、3市1町1村で構成される関越自動車道 I C 設置及び関連道路建設促進期成同盟会から、本事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県北群馬郡榛東村役場、同郡吉岡町役場及び前橋市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子地内